

住民票等への旧氏の記載について

女性活躍推進の観点から、改姓があった者にかかる旧氏の住民票等への記載に関する事項等を定める住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第152号）が本年4月17日に公布され、住民票や個人番号カード等に旧氏を記載することができることとされました。

併せて、印鑑登録証明書への旧氏の記載と、旧氏の印影の登録についても可能する旨の通知が同日に発出されました。

本市におきましても、改正の趣旨を踏まえ、住民票及び個人番号カードの他、印鑑登録証明書への旧氏の記載及び旧氏の印影の登録を可能とする見直しを行う予定としています。

1. 住民票及び個人番号カードへの旧氏の記載

氏に変更があった者から住民票に旧氏の記載を求められたときには、住民票の記載事項に旧氏を登録します。

また、旧氏を住民票に記載している場合には旧氏を個人番号カードの記載事項とします。

2. 印鑑登録証明書への旧氏の記載と旧氏の印影の登録

住民票に旧氏が記載されている場合には、印鑑登録の登録事項に旧氏を登録し、印鑑登録証明書にも旧氏を記載するとともに「旧氏の印影」を登録することも可能とします。

また、外国人住民にかかる通称及び片仮名表記についても、要領に合わせてこの度の改正において印鑑条例の登録事項等に追加し整理を図ります。

3. 旧氏の記載

旧氏の記載を希望する場合は、請求書に当該旧氏の記載されている戸籍謄本等を添付し、居住地の市町村に提出する必要があります。

なお、登録された旧氏の記載を省略することはできません。

4. 今後の予定

9月定例会に宇治市印鑑条例改正案を提案する予定です。

施行日は、政令の施行日である令和元年11月5日を予定しています。

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第152号） 及び印鑑登録証明事務処理要領の一部改正の概要

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）の一部改正

- ・氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載を求めることができることを規定
- ・住民票に旧氏を記載する手続き等について規定

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成15年政令第408号）の一部改正

- ・住民票に旧氏の記載がされている者に係る署名用電子証明書の記録事項として旧氏を追加

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）の一部改正

- ・住民票に旧氏の記載がされている者に係る個人番号カードの記載事項として旧氏を追加

印鑑登録証明事務処理要領（昭和49年自治振第10号自治省行政局振興課長から各都道府県総務部長あて通知）の一部改正

- ・住民票に旧氏の記載がされている者に係る印鑑証明の登録事項に、旧氏を追加
- ・印鑑登録証明書に旧氏を記載する
- ・「旧氏の印影」の登録することを可能とする

住民票

住民票						
氏名	山田 花子				旧氏	佐藤
性別	生年月日	住民票コード	個人番号	住民となった日		

旧氏欄を追加

印鑑登録証明書

印影	氏名
	山田 花子 (佐藤)
生年月日	
住所	

氏名の下に(旧氏)を記載

個人番号カード

氏名 山田 花子

住所 ○○県□□市△△町◇丁目○番地▽▽号

性別 女

平成元年 3月31日生 2025年 3月31日まで有効

□□市長

電子証明書の有効期間 年 月 日

●このカードを拾得された方は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。
(連絡先) 個人番号カードコールセンター 0570-783-578 (24時間受付)

0123

氏名 山田 花子

平成元年 3月31日生

●次裡で認められた者以外の者が個人番号をコピーすることは、法律で禁止されています。また、記載事項を改ざんした者は、法律により罰せられます。

山田 [佐藤] 花子
↑ ↑ ↑
氏 [旧氏] 名